

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団財団印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団の財団印の制定、保管及び使用その他財団印に関して必要な事項を定める。

(財団印の種類等)

第2条 財団印の種類、寸法及び形状は、別表のとおりとする。

(財団印の管理)

第3条 財団印の管理責任者（以下「管理者」という。）は、事務局長とする。

2 財団印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(財団印の登録)

第4条 財団印は、別記様式による台帳に登録するものとし、台帳には財団印に関して必要な事項及び改印又は廃止に関する事項を記載しなければならない。

(財団印の使用)

第5条 財団印を押印しようとするときは、当該文書に決裁を受けた起案文書を添えて管理者の照合を受け、承認を得るものとする。

(財団印の事故)

第6条 財団印に盗難その他の事故が生じたときは、管理者は直ちに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成10年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別・用 途	寸法・形状・書体	管 理 責 任 者	ひ な 形
財 団 印 (一般事務用)	方27ミリメートル てん書	事 務 局 長	
理 事 長 印 (一般事務用)	方27ミリメートル てん書	事 務 局 長	
理 事 長 印 (出 納 印)	外径18ミリメートル 内径 10ミリメートル てん書	事 務 局 長	
館 長 印 (一般事務用)	方21ミリメートル てん書	事 務 局 長	

別記様式（第4条関係）

財 団 印 台 帳

印 影	
財団印の種類	
使用目的	
使用開始年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備 考	